

あなたの声で日本の法律・制度が変わる！

～地域の課題を提案募集方式で解決してみよう～



内閣府 地方分権改革推進室



地方分権改革・提案募集方式のポイント

1 地方分権改革は、

権限移譲や規制緩和等を推進することで、
国は、本来果たすべき役割を重点的に担うとともに、
住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担えるようにする取組

2 「提案募集方式」は、

①地域が直面する課題解決のネックが国の制度である場合

②地方公共団体が内閣府に制度改正を提案※し、

(※ 対象：地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和)

③内閣府が地方公共団体に代わって各府省と折衝することで、

地方が使いやすい制度に改善し、地方創生に資する

→地方からのボトムアップにより国の制度を変えられる

⇒個性を活かし自立した地方の実現・住民サービスの向上

「地方分権改革」は地域課題を解決する地方創生のツール

地方分権改革の位置づけ

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、**地方創生における極めて重要なテーマ**である。

(令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定))

改革の手法

現場の声や日常の業務を通じ、各地方公共団体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、地域の課題として発掘。たとえば、

- ①地域の実情に合わなくなった(例:過疎化)
- ②新たな取組を行う上での支障となっている(例:企業誘致)

「提案募集方式」(H26～)を活用し、各地方公共団体からの制度改正等に関する提案により地域の課題を解決。



住民サービスの向上等

1 地方分権改革の経緯および考え方

地方分権改革のこれまでの歩み

第1次分権改革

第2次分権改革

提案募集方式の導入

内閣	主な経緯	
宮澤内閣（H3.11～H5.8）	H5.6 地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	第1次分権改革
細川内閣（H5.8～H6.4）		
羽田内閣（H6.4～H6.6）		
村山内閣（H6.6～H8.1）	<u>H7.5 地方分権推進法成立</u> 7 地方分権推進委員会発足（委員長：諸井虔）（～H13.7） ※H8.12 第1次～H10.11第5次勧告	
橋本内閣（H8.1～H10.7）		
小淵内閣（H10.7～H12.4）	<u>H11.7 地方分権一括法成立</u>	
森内閣（H12.4～H13.4）	H13.7 地方分権改革推進会議発足（議長：西室泰三）	第2次分権改革
小泉内閣（H13.4～H18.9）	H14.6～17.6 骨太の方針（閣議決定）（毎年） ➡ <u>三位一体改革（国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革）</u>	
安倍内閣（H18.9～H19.9）（第1次）	<u>H18.12 地方分権改革推進法成立</u>	
福田内閣（H19.9～H20.9）	H19.4 地方分権改革推進委員会発足（委員長：丹羽宇一郎）（～H22.3） ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告	
麻生内閣（H20.9～H21.9）		
鳩山内閣（H21.9～H22.6）		
菅内閣（H22.6～H23.9）	<u>H23.4 国と地方の協議の場法成立</u> 4 第1次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し） 8 第2次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲）	
野田内閣（H23.9～H24.12）	H25.3 地方分権改革推進本部発足（本部長：内閣総理大臣） 4 地方分権改革有識者会議発足（座長：神野直彦） 6 第3次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲）	
安倍内閣（H24.12～R2.9） （第2次、第3次、第4次）	H26.5 第4次一括法成立（国から地方・都道府県から市町村への権限移譲） 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ H27.6 第5次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方・都道府県から指定都市等への権限移譲） H28.5 第6次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方・都道府県から市町村への権限移譲） H29.4 第7次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲） H30.6 第8次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方・都道府県から中核市への権限移譲） R1.5 第9次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への権限移譲） R2.6 第10次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲） R3.5 第11次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し） R4.5 第12次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲） R5.6 第13次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し） R6.6 第14次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し）	
菅内閣（R2.9～R3.10）		
岸田内閣（R3.10～）（第1次、第2次）		
石破内閣（R6.10～）（第1次、第2次）		

H26～

地方分権改革のこれまでの成果

第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

○機関委任事務制度(知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成

○国の関与の新しいルール創設(国の関与の法定化等)

○権限移譲 例:農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)(第1次・第2次・第3次一括法等)

例:施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

2. 事務・権限の移譲等(第2次・第3次・第4次一括法等)

(1)国から地方

例:①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

(2)都道府県から市町村

例:①未熟児の訪問指導等(都道府県→市町村)、
②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定(都道府県→市町村)、③病院の開設許可(都道府県→指定都市)、
④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(都道府県→指定都市)

3. 国と地方の協議の場(H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立)

提案募集方式による取組(H26~、第5次~第14次一括法等)

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

例:【これまでの懸案が実現したもの】農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲(4ha超:国→都道府県)、新たな雇用対策の
仕組み(地方版ハローワーク等)等

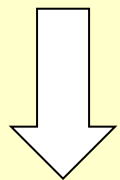
【地域の具体的事例に基づくもの】小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化

【地方創生、人口減少対策に資するもの】病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

地方分権改革のイメージ

【第1次改革】

H5 ~



国と地方の関係を上下・主従関係から、
対等・協力関係に
(縦から横へ)



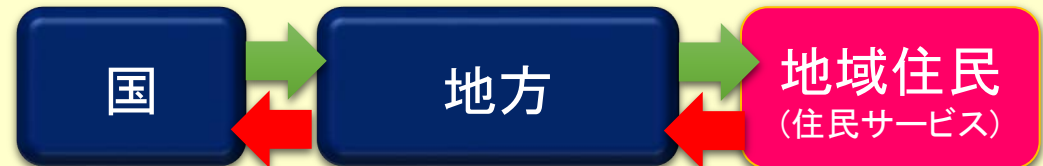
【第2次改革】

H18~



＜国主導による改革＞
個別法令の見直しで、地方の裁量・
決定権限を拡大
(地方に力を付与)

H26~

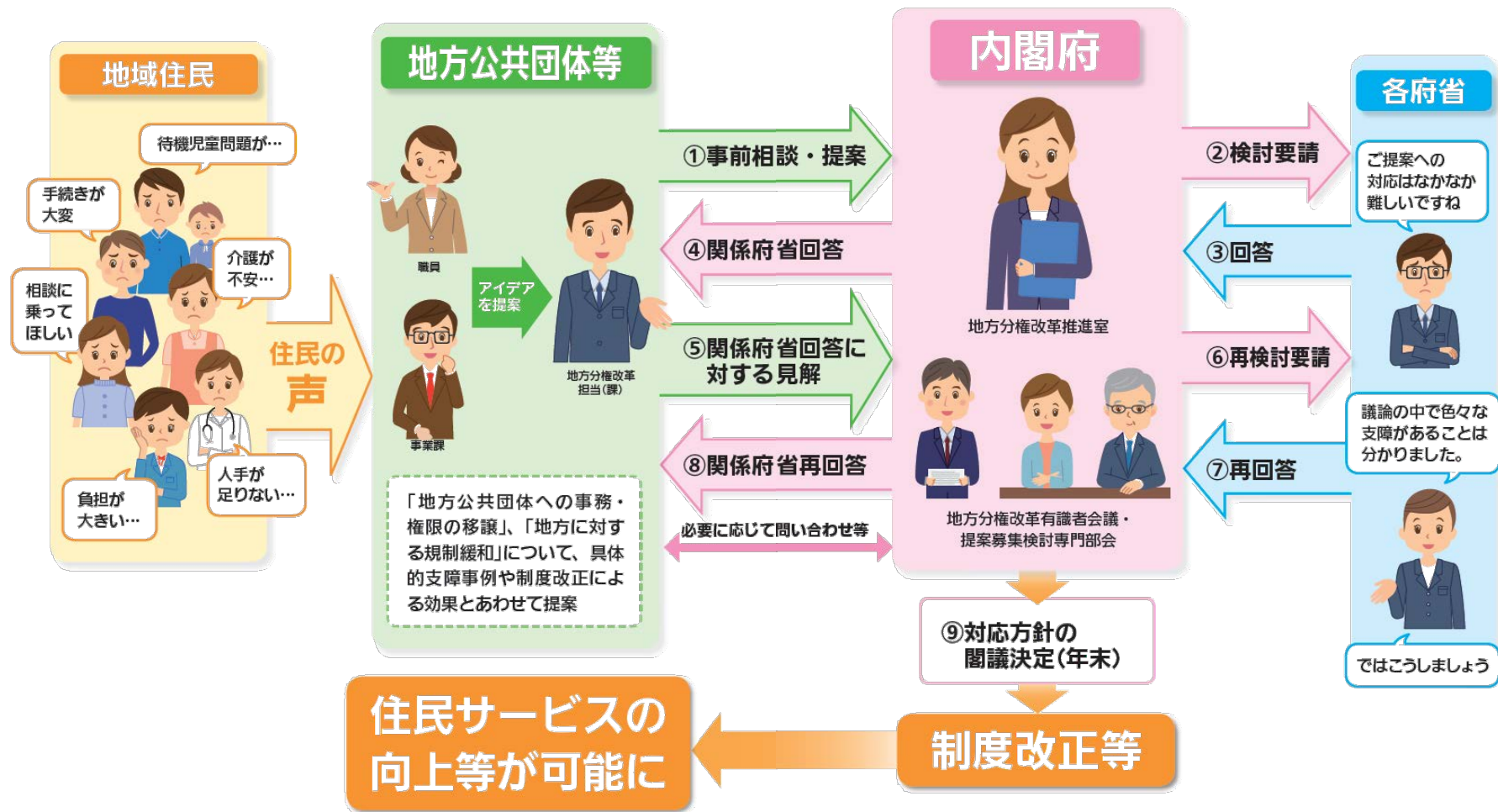


＜地方の発意に根ざした改革＞
提案募集方式の導入(H26~)により、
地方の発意で国の制度改革を推進
(地方が主役)

地方の提案により、豊かな住民生活につながる好循環

2 提案募集方式の概要

提案募集方式の概要（流れ）



提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする任意組織

提案検討のための「三つの後押し」

①事前相談 ～提案内容補強の後押し～

→地方公共団体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。

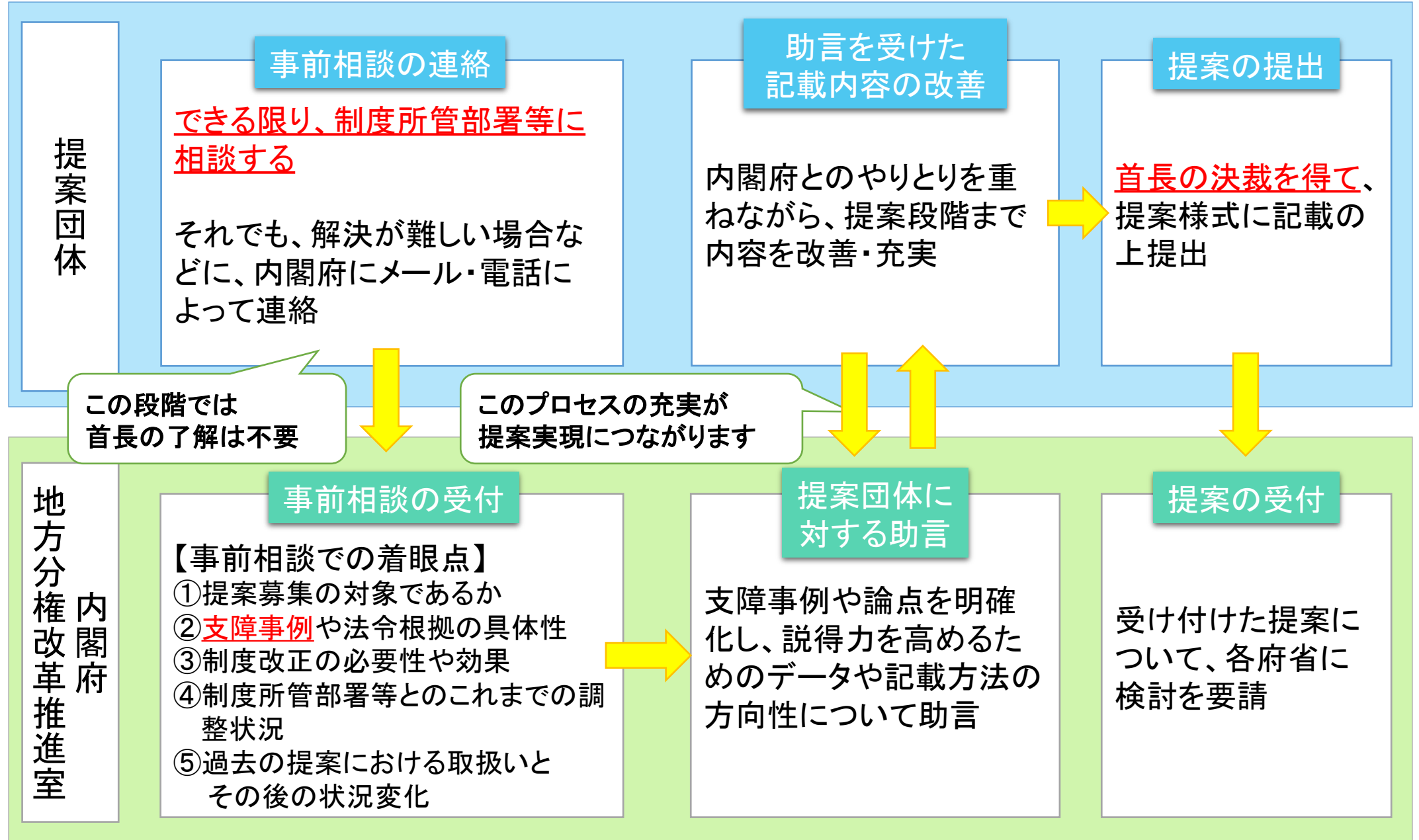
②共同提案 ～仲間づくりの後押し～

→自分で思いつかなくても他の地方公共団体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。

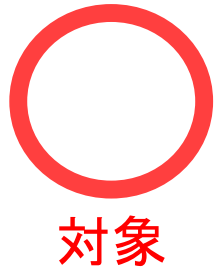
③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ～提案実現の後押し～

→重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

事前相談から提案までの流れ



提案募集方式の対象範囲



対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・国から地方公共団体への移譲
- ・都道府県から市町村への移譲

全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、
個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲
(手挙げ方式)とする提案が可能

②地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

- ・法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ・補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象
※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は
対象外



対象外

①国・地方の税財源配分や税制改正

②予算事業の新設提案

③国が直接執行する事業の運用改善

④個別の公共用物に係る管理主体の変更

⑤現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

※対象外となっている事例について、地方の関与を強める事例や、事務手続きに関する事例は対象となる場合もあります。

共同提案、追加共同提案のご案内

- 「共同提案」とは、複数の地方公共団体等が共同で提案を行うことです。
- 「追加共同提案」とは、それぞれの団体が提案の形成に関わる「共同提案」とは異なり、既に提出された提案に対し、賛同する団体が追加共同提案団体として名を連ね、支障事例等を寄せるものです。これにより、他の団体が行った提案の実現を後押しすることができます。

	共同提案	追加共同提案
成立過程	各団体が独自に連携し複数団体で提案内容を考案し、共同で一の提案を提出して成立。 ※共同提案については、それぞれ対等な立場で共同して提案するものとして扱うため、提出の際は首長の了解が必要となります。	既に確定し提出された提案について、分権室の照会に回答して成立。 (<u>提案の受付終了後のため、提案の考案はなし。あくまで賛同・補足を行うもの</u>)
提案に対する関係府省の回答に対する見解の提出 (7月下旬～8月中下旬)	回答は必須 (主提案団体が代表して提出)	回答は任意
照会期間	—	提案の受付終了後、2週間程度 ※令和6年の場合

提案募集の年間スケジュール

1月下旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 ↓（提案募集の方針決定） ○事前相談・提案受付開始
5月中旬	○提案受付終了
5月下旬	○追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会 →（2週間程度）
6月下旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 ↓（重点事項の決定） ○関係府省への検討要請
7月下旬	○関係府省からの第1次ヒアリング
7月中	○提案団体・地方六団体への意見照会
8月上旬	○地方三団体ヒアリング
8月上旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 ↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリング状況等の報告） ○関係府省への再検討要請
9月中旬	○関係府省からの第2次ヒアリング
9月中旬～11月上旬	○関係府省折衝
11月中旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （対応方針案の了承）
12月中下旬	○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）



提案に係る
各種相談は
常に受けて
います！

あなたと同じ、 地方公務員が相談にのります！

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された調査員が提案募集の実務を担当しています。現在、35名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけています。

ぜひ、お気軽に問い合わせ下さい。(令和6年4月時点)



福井県 長野県軽井沢町
愛知県 愛知県大府市
愛知県大治町
愛知県幸田町

鳥取県 岡山県
岡山県玉野市
広島県広島市

福岡県 福岡県春日市
福岡県志免町 大分県
宮崎県延岡市

北海道岩見沢市

宮城県 福島県郡山市

茨城県古河市 埼玉県八潮市
埼玉県三郷市 千葉県成田市
千葉県我孫子市 千葉県印西市
東京都小金井市 神奈川県海老名市
神奈川県寒川町

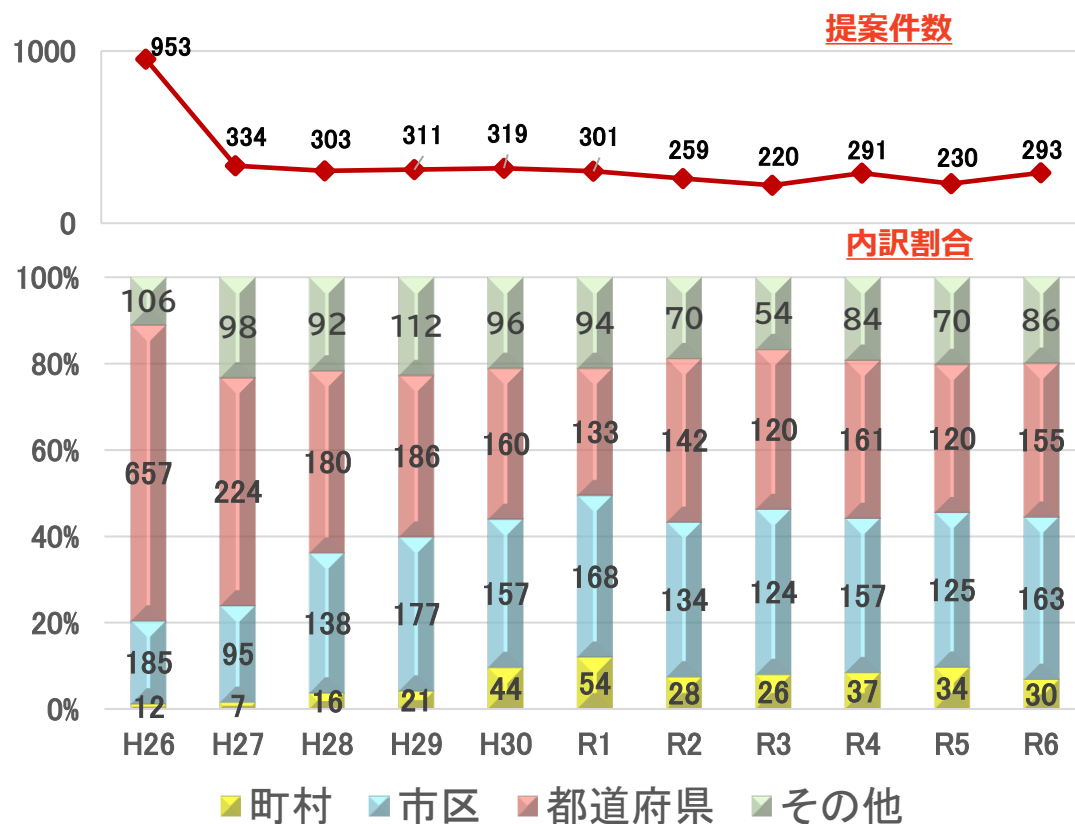
滋賀県草津市 大阪府高槻市
大阪府門真市 兵庫県神戸市
兵庫県丹波市 兵庫県たつの市
三重県東員町 奈良県奈良市

3 これまでの提案状況

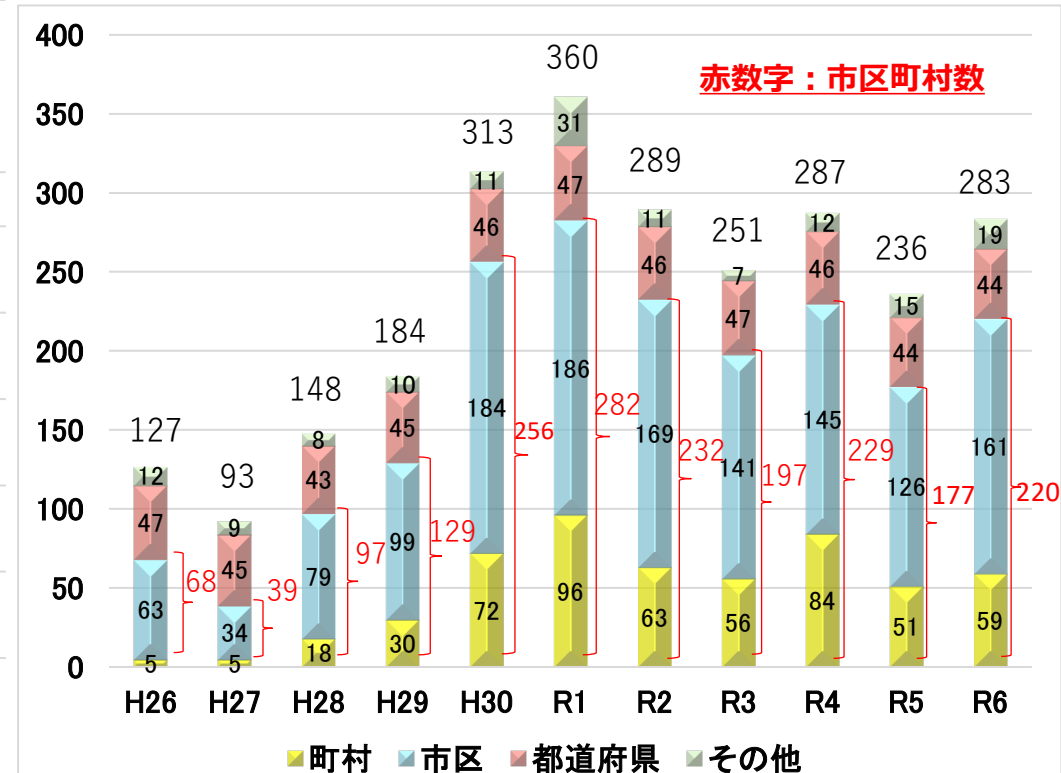
これまでの提案件数・提案団体数の推移

- 提案件数は、過去概ね300件台で推移してきたが、令和6年は293件であった。
- 提案を行った市区町村数は、令和6年は220団体となった。

提案件数（提案主体別）



提案団体数（提案主体別）



※折れ線グラフ：提案件数の推移（共同提案は1件として計上）

※棒グラフ：提案主体別の割合の推移

（共同提案は共同提案団体各々を1件として計上、提案件数と一致しない）

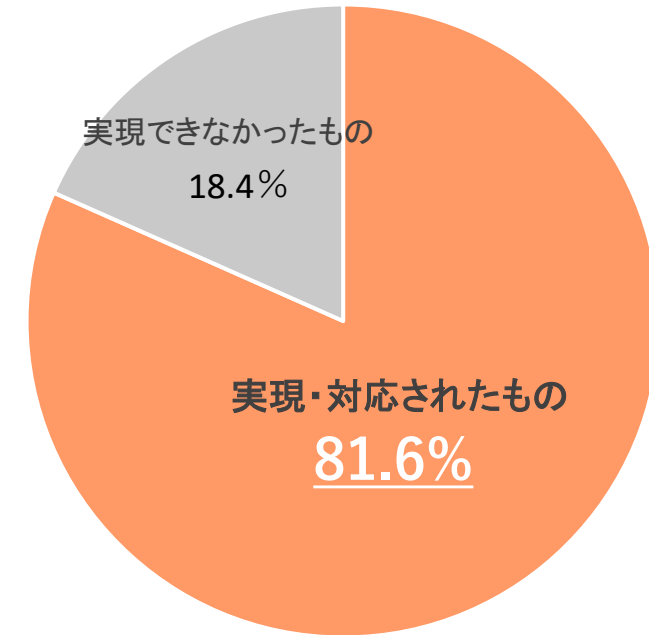
※平成27年から、九州地方知事会の構成団体を都道府県にもそれぞれ計上

※平成28年から、特別区長会の構成団体を市区にもそれぞれ計上

地方からの提案に関する対応状況

年	(1) 提案 件数	(2) 内閣府と関係府省との間で調整を行った提案					実現・対応の 割合 c/e
		提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できな かったもの d	合計 e=c+d	
H26	953	263	78	341	194	535	63.7%
H27	334	124	42	166	62	228	72.8%
H28	303	116	34	150	46	196	76.5%
H29	311	157	29	186	21	207	89.9%
H30	319	145	23	168	20	188	89.4%
R元	301	140	20	160	18	178	89.9%
R2	259	142	15	157	11	168	93.5%
R3	220	145	2	147	13	160	91.9%
R4	291	198	15	213	22	235	90.6%
R5	230	146	9	155	21	176	88.1%
R6	293	202	19	221	36	257	86.0%
計	3,814	1,778	286	2,064	464	2,528	81.6%

これまでの提案の実現・
対応の割合

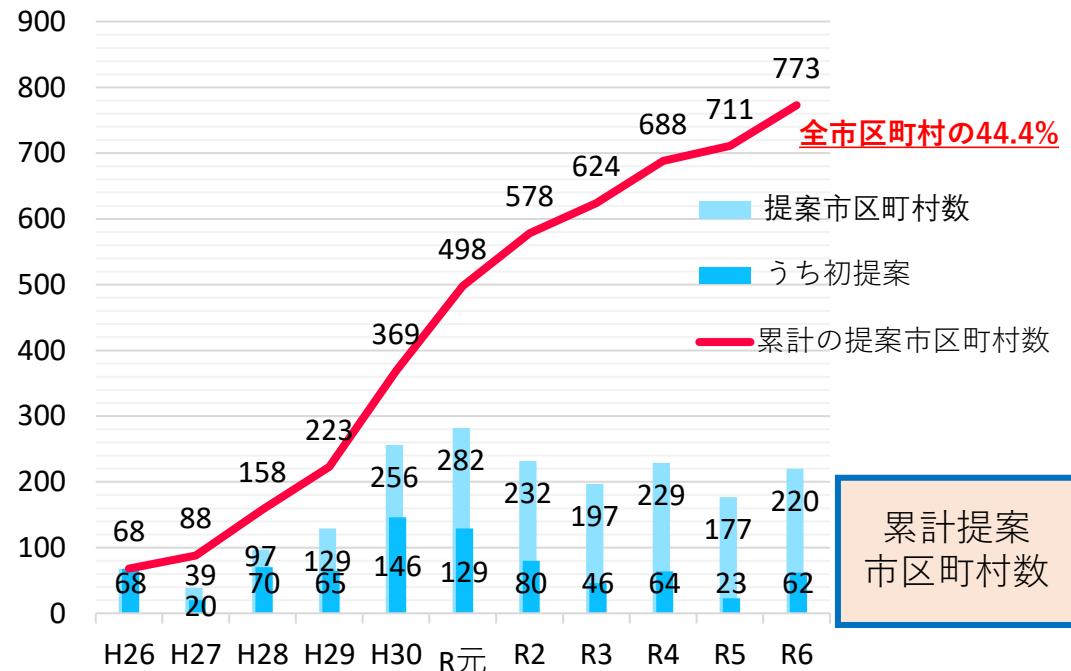


市区町村からの提案状況

令和6年の状況

これまで
提案実績のある
市区町村

- ◆ 令和6年に提案を行った市区町村は220団体あり、そのうち、初めて提案を行った市町村は62団体（赤●）（34市22町6村）。
- ◆ 提案を行ったことのある市区町村数の累計は773に増加し、全市区町村の44.4%（773/1,741市区町村）となった。



<提案実績のある市区町村の表記>

- 令和6年に提案を行った市区町村
- 上記のうち、初めて提案を行った市区町村
- 平成26年～令和5年に提案を行った市区町村

※平成28年から、特別区長会の構成団体を市区町村数に計上している。

都道府県別の提案実績のある市区町村割合（～R6年）

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った 市区町村数 ②	提案割合 ②/①
北海道	179	17	9.5%
青森県	40	34	85.0%
岩手県	33	29	87.9%
宮城県	35	32	91.4%
秋田県	25	25	100.0%
山形県	35	30	85.7%
福島県	59	22	37.3%
茨城県	44	26	59.1%
栃木県	25	10	40.0%
群馬県	35	35	100.0%
埼玉県	63	52	82.5%
千葉県	54	14	25.9%
東京都	62	30	48.4%
神奈川県	33	29	87.9%
新潟県	30	11	36.7%
富山県	15	13	86.7%
石川県	19	10	52.6%
福井県	17	3	17.6%
山梨県	27	14	51.9%
長野県	77	20	26.0%
岐阜県	42	10	23.8%
静岡県	35	31	88.6%
愛知県	54	17	31.5%
三重県	29	6	20.7%

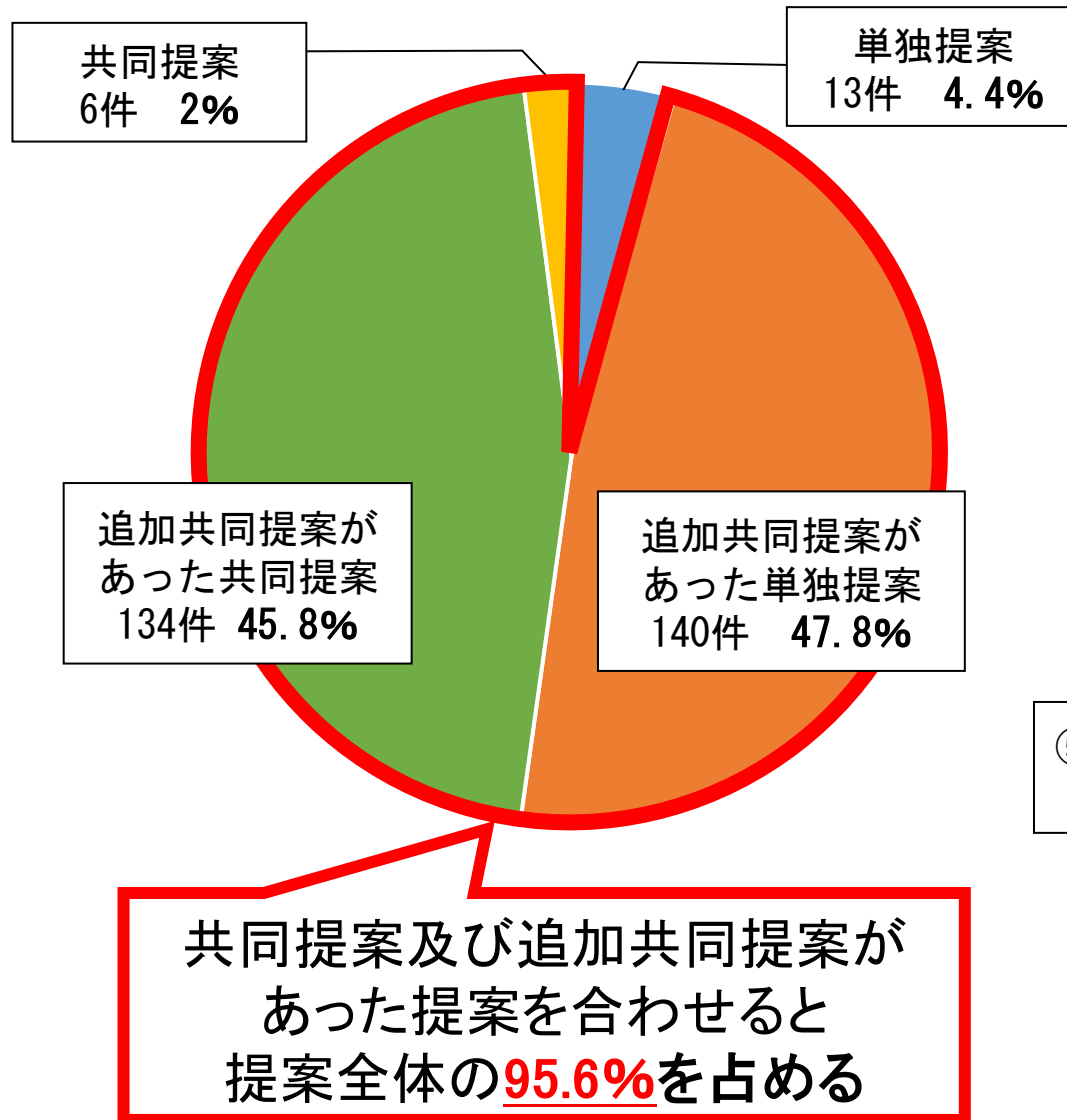
都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った 市区町村数 ②	提案割合 ②/①
滋賀県	19	5	26.3%
京都府	26	23	88.5%
大阪府	43	17	39.5%
兵庫県	41	33	80.5%
奈良県	39	10	25.6%
和歌山県	30	10	33.3%
鳥取県	19	5	26.3%
島根県	19	4	21.1%
岡山県	27	27	100.0%
広島県	23	6	26.1%
山口県	19	6	31.6%
徳島県	24	2	8.3%
香川県	17	5	29.4%
愛媛県	20	20	100.0%
高知県	34	21	61.8%
福岡県	60	17	28.3%
佐賀県	20	1	5.0%
長崎県	21	4	19.0%
熊本県	45	6	13.3%
大分県	18	18	100.0%
宮崎県	26	2	7.7%
鹿児島県	43	5	11.6%
沖縄県	41	6	14.6%

合計	1,741	773	44.4%
----	-------	-----	-------

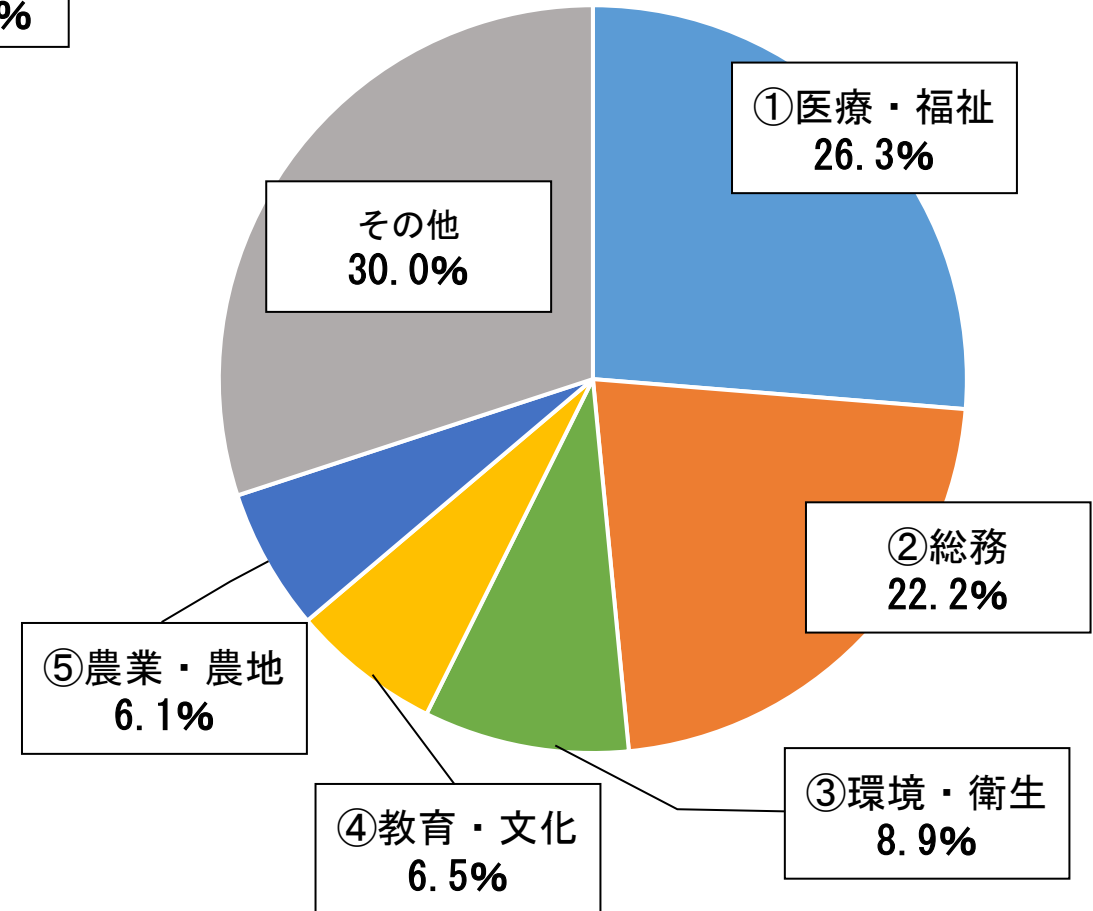
※特別区長会の構成団体（23区）は、市区町村数に計上

共同提案・分野別提案の状況

令和6年提案における
共同提案・追加共同提案の割合



令和6年提案における
分野別提案の割合



4 これまでの提案募集方式の成果事例について

これまでの提案事例みられる支障の類型

①今日の実情に合わない
過度の規制や不合理な
規制の廃止・合理化を
求める場合

1. 国の基準が厳格すぎて、やりたいことができない
2. 国の定めによって、不合理な状況や無駄な仕事が発生している

②全国一律基準の緩和を
求める場合

3. 施設や設備等の基準が地域の実情に合っていない
4. 職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
5. 地理・人口・産業構造等の地域特性に応じたまちづくりができない

③ルール of 明確化を求め
る場合

6. 法令の解釈が曖昧で、判断に困る、運用できない
7. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧で、運用できない
8. 書類・記入様式が多すぎるなど、事務的負担があまりにも大きい

④事務の簡素化を求める
場合

9. 国（都道府県）が判断するため、時間がかかり、迅速な対応ができない
10. そもそも国との協議が形骸化している

⑤住民サービスの向上を
求める場合

11. 類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっていて困る（市町村に一部権限がおりていないため、一体的な権限行使ができない）
12. 類似の事務やサービスに比べて、手間がかかる、不便である
13. 国（都道府県）が地域の実情に精通しておらず、困った事態が生じている

① 今日の実情に合わない過度の規則や不合理な規制の廃止・合理化を求める事例

生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し

提案主体：船橋市

従来

○生活保護費返還金等の返還方法は、

- ・ 金融機関での納付書払い
- ・ 福祉事務所での窓口納付
- ・ 現金書留等に限定



支障

○債務者にとって利便性が低い

- ・ 日中は就労している等の理由から納付書払いが困難
- ・ 窓口納付では交通費がかかり、現金書留では郵便料金がかかる



見直し

提案実現後

地方公共団体の判断で、生活保護費返還金等の
コンビニ納付が可能に



効果

- **債務者の利便性の向上**
- **返還金等のより効率的・効果的な収納**



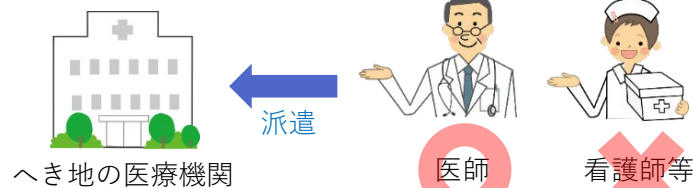
② 全国一律基準の緩和を求める事例

へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の見直し

提案主体：徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合

従
来

- へき地の医療機関に医師を派遣する場合等を除き、医療関係業務について労働者派遣事業を行うことは、原則として禁止されている



支障

- 常時救急患者を受け入れてきた医療機関が、医療従事者を確保できず、受入れを一部中止する事例も



見直し

提
案
実
現
後

- 医療関係業務について労働者派遣事業を行うことができる場合に、「へき地の医療機関に看護師等（※）を派遣する場合」を追加



医師以外にも派遣できるようにします！

※看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師

効果

- 医師だけでなく、**看護師等の医療従事者の確保が可能**となり、**チームとしての医療提供が可能**に

- 地域の医療体制の充実**につながる



近くの医療機関でも体制がしっかりしていて安心！

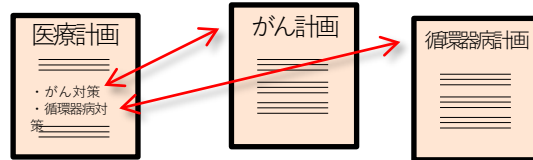
③ ルールの明確化を求める事例

医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化

提案主体：全国町村会、群馬県、三重県

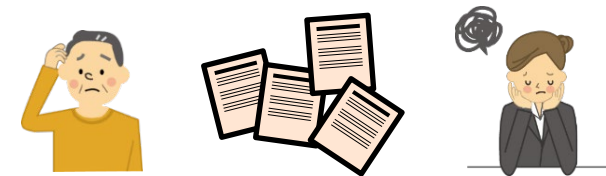
従
来

- 都道府県策定の医療計画には、がん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患等の治療・予防に関する事項を記載しなければならない
- 別途、個別疾患に係る計画として、都道府県がん対策推進計画、都道府県循環器病※対策推進計画を策定しなければならない
※ 脳卒中、心臓病その他の循環器病を意味する
- 他にも、様々な医療関係計画が存在する



支障

- 内容が重複する計画を複数策定することで、
 - ・都道府県において、計画策定に係る事務負担が大きい
 - ・住民にとっても、地域の行政がどういった計画に基づいて行われているかわかりにくい



見直し

都道府県に通知

提
案
実
現
後

- 医療関係計画を一体的に策定できることを明確化
- 併せて、策定手続を合理化できることを明確化



効果

- 地方公共団体の計画策定に係る負担が軽減され、計画に基づく施策の実施に集中できる
- バラバラだった計画が統合されることで、住民にとって分かりやすさが向上し、理解が深まる

④事務の簡素化を求める事例

住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大 （所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務）

提案主体：山口市、福井市、福井県

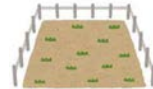
従
来

住民基本台帳法

- ①所有者不明土地法^{（注1）}に基づく土地所有者探索事務
- ②森林法に基づく林地台帳作成事務等※
を行うために、**住民票の写し等について、地方公共団体間での請求（公用請求）や、申請等での添付が必要**

所有者等の現住所を速やかに
特定する必要がある

所有者等が不明の土地



※上記の事務のほか、①森林経営管理法、②不動産登記法、③表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする（注2）。

支障

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、**所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等（地方公共団体等）にとっても、対応する市区町村にとっても負担**となる

事業実施者等
（地方公共団体等）

公用請求

住民票の写し等の交付



- 申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、**住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担**となっている。

見直し

提
案
実
現
後

**住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に
所有者不明土地法等に基づく事務を追加**

住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、
○**公用請求が不要に**
○**住民票の写し等の添付が不要に**



効果

- 所有者等の**現住所の速やかな特定が可能となり、各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、**公用請求への対応や住民票の写し等の交付に係る事務が減少し、行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の事務負担が軽減**



（注1）所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

（注2）その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

④ 事務の簡素化を求める事例

オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

提案主体：岡山県、中国地方知事会

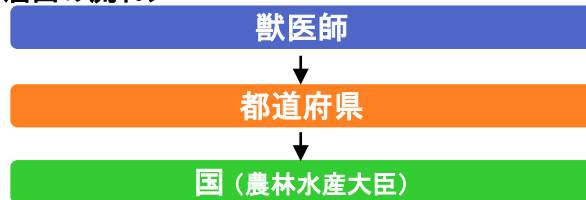
従来

○獣医師は、2年ごとに、住所、氏名、勤務先等を住所地の都道府県を経由して国に届け出なければならない

○届出は紙又はオンライン（※）により提出される

（※）令和4年度からオンライン届出を開始

＜届出の流れ＞



支障

都道府県

○オンラインによる届出の場合も、都道府県はシステム上で国への送付処理を要するため、事務負担が発生



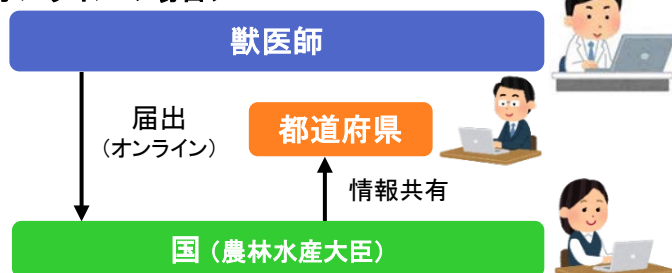
見直し

提案実現後

○オンラインによる届出の場合、都道府県経由を不要とし、獣医師が直接、国に届け出ることとする

※紙での届出は、届出者の利便性確保のため、現行どおり都道府県を経由

＜オンラインの場合＞



効果

○都道府県における届出に係る作業の効率化が図られ、事務負担が軽減



⑤ 住民サービスの向上を求める事例

里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築

提案主体：石川県

従
来

- 里帰り先と住所地の市町村間で、妊産婦等の健康診査等に関する情報共有の仕組みが整備されていない

※現行法では、住所地の市町村から過去に妊産婦等が居住したことがある市町村に対してのみ、健康診査に関する情報提供を求めることが可能。



支障

- 里帰り先の市町村において、妊産婦等の心身の状況に応じた相談対応や保健師等の訪問など、妊産婦等に寄り添った支援が困難となっている



見直し

提
案
実
現
後

- 過去の居住の有無に関係なく、里帰り先と住所地の市町村間で情報提供を求めることを可能とする

※上記のほか、健康診査に加えて産後ケア等の情報提供を求めることができるようにする。

- 今後、母子保健DXの推進により、社会保険診療報酬支払基金等の情報連携基盤を活用できるようにし、オンライン上で情報共有を可能にする仕組みを整備



効果

- 里帰り先の市町村においても、妊産婦等の健康診査等に関する情報が得られることで、里帰りをした妊産婦等へ、より効果的な支援が可能に
- 里帰り先と住所地の市町村間において、迅速かつ効率的な情報共有が可能となる



地方公共団体の取組によって提案につながった特徴的な事例

○ 過去の提案募集においては、職員研修や内閣府の個別訪問を通じた意見交換等をきっかけとして提案に至った特徴的な事例がみられた。

① 県主催の市町職員研修で検討された支障を、県がとりまとめて簡易相談したことをきっかけに提案(白山市等)

取組概要

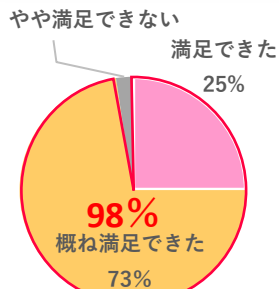
- 令和元年8月に開催された石川県内の市町職員向け研修で検討された支障事例を県がとりまとめて簡易相談を実施。その後、白山市が内閣府に事前相談。
- その結果、白山市を含む石川県内8市町の初めての共同提案につながった。



研修では、内閣府職員が講師を務め、業務経験が近い者同士で班分けすることにより支障事例や提案内容を深く議論することができた。

白山市の担当者の声

- ・研修会での他市町職員とのグループワークによる課題の検討、意見交換はとても有意義だった。
- ・内閣府、石川県の担当者の方のサポートもあり、提案まで至ることができた。



研修に対する満足度

② 内閣府の個別訪問の際に、日ごろの業務における支障について相談したことをきっかけに提案(生駒市)

取組概要

- 生駒市では、内閣府の個別訪問の際に、日ごろの業務で困っていた支障を提案募集で解決したいと内閣府に相談。内閣府では生駒市の意向を受けて、事前相談に向けて検討すべき事項の助言を実施。
- その結果、生駒市から初めての提案につながった。



生駒市では、地形が急峻で、広範囲に点在する小規模農地が多いことから、農業委員会推進委員の現場での活動に大きな負荷がかかっている。

生駒市の担当者の声

- ・農業者の高齢化が進む中、市内の遊休農地の解消は重要課題であり、推進委員の活動の改善は市の課題である。
- ・内閣府に相談・提案したことで推進委員の現場活動がより効果的になると期待している。



③ 人材育成の一環として提案募集に関する研修を実施し、その後簡易相談したことをきっかけに提案(旭川市)

取組概要

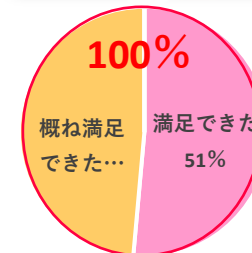
- 旭川市では、人材育成の一環として毎年実施している政策法務研修に、提案募集による地域課題解決ワークショップを導入し、定住自立圏を構成する近隣町との合同職員研修を実施。
- その後、内閣府に簡易相談した結果、旭川市から初めての提案につながった。



旭川市では人事課が主体となり、定住自立圏形成協定に基づく合同研修として本研修を実施した。

旭川市の担当者の声

- ・ワークショップで業務遂行に当たっての問題を洗い出し、意見交換することで、具体的な提案につなげることができた。
- ・内閣府職員と顔を合わせて質問することで、職員の制度活用への意欲的なハードルを下げることもできた。



研修に対する満足度

5 提案検討の際に参考となるツール等

地方公共団体向け研修について

①研修（座学）



- 地方分権改革の必要性や提案募集方式の活用方法等について、座学学習を行います。
- 時間や内容はオーダーメイドで対応できます。
(30分～1.5時間が目安)

②研修

(座学+グループワーク)



- 座学後、専門分野が近い受講者に分かれ、グループワークを行います。
- 普段の業務から支障事例を発見し、提案化する体験ができます。

③大学との連携(ワークショップ)



- 地域の課題解決の手法の一つとして、提案募集方式の活用を考えるワークショップを行います。
- 学生の意見を地方公共団体の提案に反映することができます。

④住民参加

ワークショップ



- 地域住民や事業者等の意見を地方公共団体の提案に取り込むためのワークショップを行います。
- 住民の意見を国の制度改正に反映することができます。

地方公共団体主催の研修に内閣府講師を派遣

(参考) 研修メニュー等について

○ さまざまな要望にオーダーメイドで対応します。

1)研修時間 : 10分、30分、1時間、半日、1日コースなど

2)研修形式 : 対面研修、オンライン研修、ハイブリッド研修(対面研修とオンライン研修の併用など)など

(※対面研修については、会場までの旅費(交通費)のご負担をお願いしています)

3)研修メニュー : 座学、グループワーク演習(実際の業務から支障事例を発見し提案化するまでの模擬体験)

<研修(座学+グループワーク)の実施例>

事前課題		事前検討シートの作成 (日々の業務の中で感じている課題・支障事例について、研修受講者が事前に検討)
座学	約60分	内閣府講師による講義(成果事例動画の視聴、質疑応答含む) (地方分権改革の考え方、提案募集方式の制度概要、実現提案の事例、提案検討のポイントなど)
グループワーク(演習)	約15分	事前課題(支障事例)の班別共有と選択 (班別に分かれ(1班あたり4～5名)、事前課題で見つけた支障事例について共有・議論。その中から提案募集方式による提案に繋がりそうな事例を2～3件選択。)
	約60分	支障事例の解決策の検討、最終提出シートの作成 (各班が選択した支障事例を明確化し、支障を解決するための解決策、期待される効果(住民サービスの向上、地域活性化、業務効率化等)を整理し、最終提出シートを作成。)
	約30～60分	提案検討事例の発表・質疑応答、意見交換 (最終提出シートを基に発表)
	約10分	内閣府講師からの講評

グループワークにおける 疑似提案検討のポイント

★提案の対象・過去の提案状況の確認

- ・提案募集方式の対象になるか確認
- ・提案募集方式データベースを用いて、過去に同様の提案がないか確認

★支障事例の明確化(具体の提案検討)

- ・支障事例、求める措置、制度改正効果を可能な限り具体化

★実現の可能性が高いと考えられる 提案の特徴

- ・住民サービスの向上等につながる提案
- ・支障事例や制度改正効果が具体的に明記されている提案

※班内議論により、支障事例や制度改正効果の説得力を強化!

提案検討の支援ツールの充実



地方分権改革・提案募集方式ハンドブック&取組・成果事例集Vol.1,2,3

- ・提案の検討方法や支障事例の考え方等、地方が求める実践的なノウハウを幅広く掲載。
- ・提案募集方式を活用し、国の制度改革等が実現した地方公共団体の取組と住民サービス向上等の成果を多数取りまとめ。



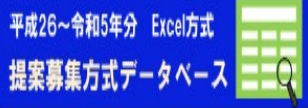
地方分権改革・提案募集方式の学習事例動画&成果事例動画

- ・地方分権改革の考え方や提案募集方式の概要、成果事例など分かりやすく説明
- ・提案募集方式による住民サービス向上の事例の取材映像を交えながら、分かりやすく同方式を紹介。



地方分権改革e-ラーニング講座

- ・地方分権改革の歴史や提案募集方式を、いつでも、誰でも学ぶことができる。
有識者が分かりやすく解説。



提案募集データベース(提案検討支援ツール)

- ・提案の検討を支援するためのデータベースを公開中。
提案の検討にあたり関連する過去の提案内容等が確認できる。
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

提案募集方式の学習動画、成果事例動画の公開（R2～）

＜地方分権改革・提案募集方式に関する学習動画＞

- ・地方分権改革の考え方や提案募集方式の概要、成果事例などについて、わかりやすく説明



学習動画の構成（全体 約40分）

- 1 地方分権改革の考え方と提案募集方式の概要
- 2 これまでの提案募集方式の成果事例について
- 3 提案検討の参考となるツール等

＜提案募集方式の成果事例動画＞

- ・提案募集方式による制度改革で得られた成果事例について、現地取材映像等を交えてわかりやすく解説

①被災者の生活再建を後押し！ 罹災証明書の交付の迅速化



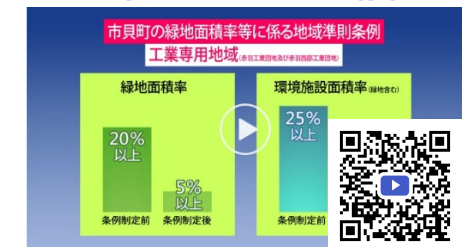
②農林漁業体験民宿業における 客室面積要件の緩和



③地方版ハローワークの創設



④工場の緑地面積率などに係る 地域準則条例の制定権限の移譲



⑤ファミリー・サポート・ センター事業の実施要緩和



⑥小規模多機能型居宅介護の 定員に関する基準の見直し



提案募集方式データベースの案内

- 当室ホームページにて、提案の検討を支援するためのデータベースを公開中です。
提案の検討に当たりヒントを得たい、担当分野に関連する過去の提案を確認したい等、目的に応じて利用できますので、是非積極的に活用ください。
- 公開ページURL (<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>)

【エクセル版の使い方】

- ① フィルター機能を使って、年度別、分野別等での検索が可能です。
- ② 提案毎の調整結果(閣議決定における記載内容)の確認が可能です。
- ③ 各提案内容をPDFにまとめた「個票」の確認が可能です。

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	1	03_医療・福祉	村	新篠津村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもに認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-ekita.html

フィルター機能をクリック

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とする。	<令元> 6【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことを地方運輸局、鉄軌道事業者及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄第214号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/2018-fushin-tokai.html	国土交通省鉄道局施設課

最終の対応方針や関係資料等も閲覧可能に

地方分権改革に関する情報を知りたい方は

提案募集方式について何かご質問があれば、
お気軽に内閣府地方分権改革推進室までご連絡ください！

①個別案件に関する各種相談（簡易相談・事前相談・本提案）

⇒提案募集総括担当 電話：03-3581-2437



②提案募集方式の普及施策（研修や提案検討に係る支援ツール等）

⇒ 地方支援担当 電話：03-3581-2484

